

一般競争入札の実施について

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、精華町契約規則第3条の2に基づき公告します。

令和8年5月7日

精華町長 杉浦 正省

記

1. 業務名 精華町地域福祉センターかしのき苑設備管理業務

2. 業務期間 令和8年7月1日から令和13年3月31日まで

I. 令和8年度：

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで（9か月間）

II. 令和9年度～令和12年度（年度ごとの4年度分）：

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで（4か年間）

3. 業務概要

精華町地域福祉センターかしのき苑の施設における機器等を常時適正に維持し、また、緊急時には迅速な対応を行い、以下の項目について総合的に一括保守管理業務を行う。

I. 令和8年度（令和8年7月1日から令和9年3月31日までの9か月間の業務概要）

(1) 自家用電気工作物管理業務（非常用発電機設備点検含む）

(2か月に1回。8年度は4回実施)

(2) エレベーター設備点検

(3か月に1回他。8年度は3回実施)

(3) 空調機他定期点検

(年2回のうち1回。8年度は1回実施)

(4) 給水機器定期点検

(年2回のうち1回。8年度は1回実施)

(5) 貯湯槽清掃

(年1回)

(6) 貯水槽清掃

(年1回)

(7) 水質検査

(年1回)

(8) 簡易専用水道検査

(年1回)

(9) ばい煙測定

(年2回のうち1回。8年度は1回実施)

(10) プール・浴場濾過循環設備保守点検 (年2回のうち1回。8年度は1回実施)

(11) プール・浴場循環配管洗浄業務 (年1回)

(12) ふれあい大ホール緞帳・バトン等保守点検

	(年2回のうち1回。8年度は1回実施)
(13) 機械警備	(9か月間、終日)
(14) 害虫防除業務	(年2回のうち1回。8年度は1回実施)
(15) 電動式移動観覧席保守点検	(年1回)
(16) 自動ドア保守点検	(3か月に1回。8年度は3回実施)
(17) ふれあいホール・フロン点検	(年1回)
(18) 防火対象物定期点検	(年1回)

Ⅱ. 令和9年度～令和12年度（令和9年4月1日から令和13年3月31日まで）の4か年間についての、年度ごとの業務概要

(1) 自家用電気工作物管理業務（非常用発電機設備点検含む）

	(2か月に1回)
(2) エレベーター設備点検	(3か月に1回他)
(3) 空調機他定期点検	(年2回)
(4) 給水機器定期点検	(年2回)
(5) 貯湯槽清掃	(年1回)
(6) 貯水槽清掃	(年1回)
(7) 水質検査	(年1回)
(8) 簡易専用水道検査	(年1回)
(9) ばい煙測定	(年2回)
(10) プール・浴場濾過循環設備保守点検	(年2回)
(11) プール・浴場循環配管洗浄業務	(年1回)
(12) ふれあい大ホール緞帳・バトン等保守点検	(年2回)
(13) 機械警備	(12か月間、終日)
(14) 害虫防除業務	(年2回)
(15) 電動式移動観覧席保守点検	(年1回)
(16) 自動ドア保守点検	(3か月に1回)
(17) ふれあいホール・フロン点検	(年1回)
(18) 防火対象物定期点検	(年1回)

4. 入札参加資格要件等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和7・8年度精華町物品役務競争入札参加資格の「施設・機械設備管理」、「清掃・害虫駆除・消毒」の登録者であること。また、平成28年度以降における受託者として、同等規模以上で同等業務内容の受注実績があること。

【※受託者としての受注実績とは、国（独立行政法人等の政府関係機関を含む）又は地方公共団体発注の建物総合管理業務（施設・機械設備管理、清掃・害虫駆除・消毒業務）の業務実績（業務が完了しているものに限る。）を

いう。】

- (3) 精華町暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条第4号に掲げる暴力団員等でないこと。
- (4) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (5) 本一般競争入札参加申請書(以下「入札参加申請書」という。)等の提出期限日から入札執行の日までの期間に、精華町又は京都府の指名停止措置を受けていないこと。なお、指名停止措置に至ったときは、必ず申し出ること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされている者であること。
- (7) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (9) 公共施設等における施設設備及び機器の保守管理業務に関する実績を有しており、緊急時等において迅速な対応ができ得る技術資格等を有する人材を本施設に派遣することができること。
- (10) 本町の登録業者で、京都市以南の京都府内または奈良市以北の奈良県内に本店、支店または営業所等を有しており、緊急時等において昼夜を問わず概ね1時間以内で本施設に到着、対応が可能であること。
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第5号、7号及び又は第8号の事業について、同項の規定に基づき都道府県知事の登録を受けているものであること。（建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業、建築物環境衛生総合管理業）

5. 本契約締結の要件

落札者が入札執行日から本契約締結日までの期間において、精華町または京都府の指名停止措置を受けた場合、または落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとする。

6. 入札参加申請書の作成及び提出等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

ア. 交付期間 令和8年5月7日(木)から5月20日(水)まで

(日・月・祝日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。また、最終日は午後4時まで。)

イ. 交付場所 精華町地域福祉センターかしのき苑、町ホームページ

ウ. 入手費用 無料

(2) 入札参加申請書等の作成

作成説明会は実施しない。

(3)入札参加申請書等の受付

ア. 受付日 令和8年5月19日(火)から20日(水)までの2日間

(午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までは除く。また、最終日は午後3時まで)

イ. 受付場所 精華町地域福祉センターかしのき苑

ウ. 提出書類 ①一般競争入札参加申請書

②入札参加申請書受付票兼受付確認票

③令和7・8年度物品役務に係る競争入札参加資格審査申請受付票の写し(電子申請サイトからダウンロードしたもの)

④受注実績調書(社会福祉課指定様式)

⑤建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省第2号)第32条の規定に基づき交付された登録証明証の写し(建築物環境衛生総合管理業、建築物飲料水貯水槽清掃業及び建築物ねずみ昆虫等防除業)

エ. 提出部数 ①②③④⑤ 各1部

オ. その他 入札参加申請書等は持参するものとし、郵送またはFAXによるものは受け付けない。

7. 入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

(1)入札方法

入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行する。

(2)入札日時予定

令和8年6月16日(火) 午後3時から

(3)入札場所

精華町役場 3階 入札室

(4)入札条件

ア. 入札保証金 免除

イ. 契約保証金 免除

ウ. 最低制限価格の設定 無

エ. 入札及び契約等の事務取扱いについては、本町契約規則及び法令その他定めるところにより行う。

オ. 入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面により精華町地域福祉センターかしのき苑へ届けること。

カ. 入札会場への入場は、1業者1名とし、なお、代理人による入札は、委任状を提出すること。委任状の様式は、社会福祉課指定の様式とすること。

キ. 入札金額の積算根拠を明確にするため、入札執行時に「本業務内訳書」の提出を求める場合がある。なお、落札者については、入札執行後前述の内訳書の提出を求める。

ク. 落札の決定は、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者

とする。

ケ. 本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。特に業務の一括下請については禁止されている事項であるので注意すること。状況により調査表の提出を求めることがある。

コ. 入札書の様式は社会福祉課指定の様式又はそれに準じた様式とすること。

サ. 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札及び仕様等に対する質問

次に従い、「質問書」（任意様式）の提出により行うものとする。

ア. 提出期限 令和8年5月29日（金）午後12時

受付は提出期限までの平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く）とする。提出はファックスまたはメールとし、ファックスの場合は送信後に電話連絡すること。メールの場合は受信した旨の返信をします。

イ. 提出場所 精華町地域福祉センター かしのき苑

ウ. 質問に対する回答は「質問回答書」をファクシミリにより返信することとする。

回答予定日 令和8年6月3日（水）

(6) 入札の無効及び失格に関する事項

ア. 入札に参加する資格のない者。

イ. 同一にして、同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者。

ウ. 入札に関し、連合等の不正行為をなした者。または、その疑いのある者の行った入札。

エ. 入札金額と見積もった額（総額）に誤りがあるもの。

オ. 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者。

カ. 入札関係職員の指示に従わない者等、入札場の秩序を乱した者

キ. その他、入札条件に違反した者。

8. その他

(1) 仕様書等については、公告の日から精華町地域福祉センターかしのき苑及び町ホームページにて閲覧できる。

(2) 入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有することにつながるものではない。

(3) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された資料は、本町において無断使用することはない。

(5) 提出された資料は、返却しない。

- (6) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該業務の入札参加資格業者としないとともに、精華町の指名停止措置を行うことがある。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 入札参加者が一社のみの場合は、入札を取りやめる。
- (9) 本件は令和13年3月31日までの長期継続契約を見込むが、本事業に係る今後各年度の予算が成立することが条件であることに留意すること。

(問い合わせ先)

精華町社会福祉課地域福祉係 (地域福祉センターかしのき苑内)

TEL : 0774-94-5200

FAX : 0774-95-1708

メールアドレス : fukushi@town.seika.lg.jp